

## 訴えの提起について

### 1 相手方

所 在 青森市新町一丁目3番35号  
名 称 合同会社A&STAR  
(代表社員 野呂 周生)

### 2 事件名

建物の滞納賃料の支払請求事件

### 3 概要

相手方が、市から賃借するアウガ地階の専用部分に係る賃料を、令和元年8月分から一部納付はあるものの長期にわたり滞納し、多額に及んでいるため、当該滞納賃料の支払請求をしようとするものである。

【滞納賃料】 23,770,617円  
※令和3年8月1日時点の滞納額

### 4 事件に関する取扱い

訴訟において請求が認められないときは、上訴するものとする。

### 5 主な経過（予定含む）

平成29年4月 建物賃貸借契約開始  
(期間) 平成29年4月1日～平成32年(令和2年)3月31日  
令和2年3月 賃料の滞納により、期間を通常の3年から1年に短縮して契約更新  
(期間) 令和2年4月1日～令和3年3月31日  
令和3年3月 解約申入れの通知  
(明渡し期限) 令和3年9月30日